

令和 年 月 日

労働者派遣契約（別紙細目）

派遣元の労働者を派遣先に派遣させるにあたって次のとおり合意する。

（派遣先） 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺市
堺市長 永藤 英機
（派遣元）

（派 ー ）

業務名	堺市英語教育に関する人材派遣業務
業務内容	ネイティブスピーカー（以下「NS」という。）は、堺市教育委員会（以下「委員会」という。）及び配置校の校長の指示に従い、派遣先英語活動担当教員等（以下「教員」という。）の指導のもと、次に掲げる業務に従事する。 ① 教員と協力した、効果的なチームティーチング、個別指導及び少人数指導 ② 指導方法等の教員に対する支援 ③ 総合的な学習の時間において、NSの特性や特技を生かした取組及び支援 ④ 英語教育に関連する学校行事等への参加及び支援 ⑤ 派遣先の小学校と中学校の交流授業における指導補助 ⑥ 夏季休業中におけるイベント等の企画運営 ⑦ 英語教育推進のための校内環境整備への参加及び支援 ⑧ 教材作成の補助 ⑨ パフォーマンステスト等の評価補助業務 ⑩ 委員会の主催する指導方等の研修会への参加 ⑪ 総合的な学習の時間における英語に関する指導 ⑫ 堺市中学校英語暗唱大会、堺パークレー英語スピーチコンテストの指導・審査 ⑬ ①～⑫の業務に付帯する関連業務
責任の程度	外国語指導助手（役職なし）
就業場所	堺市立小学校及び中学校（別紙就業場所一覧のとおり）
派遣期間	令和8年4月13日から令和9年3月24日

派遣人員	別紙就業場所一覧のとおり
派遣就業日及び休日	派遣就業日：仕様書【別表】のとおり 休日：土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、学校休業日、および仕様書で指定する日
就業時間及び休憩時間	就業時間：午前８時２０分～午後４時０５分（うち休憩時間４５分、実働７時間） ただし、業務の必要性により、各 NS につき、各月及び各学校でそれぞれ４日を上限として、午前９時１５分～午後５時（うち休憩時間４５分、実働７時間）に変更を要請する場合がある。
時間外労働	法定時間を超える労働については１日１．５時間、月３０時間を上限とする。
深夜労働	実施しない。
休日労働	法定休日労働については、１か月に２日を上限とする。
就業日の振替	業務の必要性により、各 NS の配置校１校あたり、期間中上限２日の範囲内で、就業日と休業日を振替えて業務を要請する場合がある。
出張旅費	派遣元は、通勤費及び出張等を含む派遣業務にかかるすべての経費を負担するため、出張により発生した交通費については、派遣労働者が立て替えるものとし、派遣元が派遣労働者へ実費精算を行うものとする。
安全及び衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第４４条から第４７条の４までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課せられた法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規程を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規程を適用する。
便宜供与	派遣先は、派遣元の派遣労働者に対して、派遣先の労働者に利用の機会を与える給食施設、休憩室及び更衣室について同様に利用の機会を与える。また、派遣先の労働者が通常利用しているその他の施設及び設備（診療所、ロッカー等）について、派遣元の派遣労働者が利用できるよう便宜を図るものとする。
被服貸与	貸与しない（業務に支障なく市民に不快な感じを与えない服装で勤務すること）
指揮命令者	各配置校 校長（補助者は各配置校 教頭）
派遣先責任者	堺市教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課長 岩井 伸司 堺市堺区南瓦町３－１ TEL ０７２－３４０－２３００
派遣先苦情担当者	堺市教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課 担当：上西 堺市堺区南瓦町３－１ TEL ０７２－３４０－２３００
派遣元責任者	
派遣労働者名簿	派遣元は派遣労働者の名簿を作成し、派遣先に提出するものとする。
派遣元苦情担当者	
苦情処理に関する処置および連絡	苦情については、派遣元、派遣先が連絡を密接におこない、適切かつ迅速に処理をする。 （１）派遣元における上記苦情担当責任者欄に記載の者が苦情の申し出を受けた時

	は、直ちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適正かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 (2) 派遣先における苦情担当責任者欄に記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 (3) 派遣元及び派遣先は、各々自社内でその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
労働者派遣契約の解除の措置	(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、この派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、予め相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。 (2) 就業機会の確保 派遣先及び派遣元は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連事業所での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3) 損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、自己の都合によりこの派遣契約の期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、契約の解除を行おうとする日の少なくとも30日前に派遣元にその旨を予告しなければならない。また、やむをえない場合により契約解除の予告日から契約の解除を行おうとする日までの期間が30日に満たない場合には、派遣先は予告に必要な30日から実際の予告期間を差し引いた日数分の派遣料金に相当する額の補償を行わなければならない。また、派遣先による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより、派遣元事業者が解雇の予告をしないときは、30日分の派遣料金に相当する額の補償を行わなければならない。派遣先は当該解除に伴い、派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額を派遣元に支払うものとする。派遣元は、当該解除に伴い、当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させる場合の休業手当または、やむを得ない事由により解雇する場合の解雇予告手当を当該労働者に支払うものとする。 (4) 労働者派遣の解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対し明らかにすることとする。
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	(1) 派遣先は、派遣期間の途中で派遣元の派遣労働者に対し、雇用の勧誘をし、または雇用をしてはならない。 (2) 本契約期間の終了後、派遣先が派遣元の派遣労働者を雇用する場合には、本契約期間終了後の5か月前までに派遣元に申し出るものとする。加えて、当該雇用は職業紹介によるものとし、派遣先は派遣元に対し別途定める規定に基づき手数料を支払うものとする。
派遣労働者を無期雇用派遣労働者または60歳以上の者に限定す	限定はしない。

るか否かの別	
派遣労働者を協 定対象派遣労働 者に限定するか 否かの別	協定対象派遣労働者に限定する。
組織単位	堺市教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課 堺市堺区南瓦町３－１ TEL ０７２－３４０－２３００